

舞台芸術事業の契約について

ON-PAM 政策提言調査室 契約ワーキンググループからの提案

2020年7月8日

ON-PAM 政策提言調査室契約ワーキンググループでは、舞台芸術公演等の芸術文化事業の実施にあたり、受注者、発注者双方が業務内容およびその報酬額等に関する書面を交わすことを推進するために、舞台芸術事業の契約について以下のとおり提案します。

(1) 受注者の方へ

(※制作者が舞台芸術公演に関わる場合の契約をモデルに記していますが、出演者・スタッフ、その他の芸術文化事業にも転用できると考えます。)

- ① 自身、自社スタッフの業務の報酬額を決めましょう。
- ② 報酬額を決める際は、以下の3つの業務の視点で考えましょう。
 - ・企画料（ディレクション、キュレーション、プロデュースプラン料等）
 - ・コーディネート料 ⇒ 事前調整、制作業務（プロダクションマネジメント、広報、票券、招聘コーディネート、ツアーマネジメント等）、助成申請・精算、事業精算・報告業務等
 - ・稽古場、公演運営費（稽古場入り期間、劇場小屋入り期間 単価×日数）
- ③ 業務を受注する際には、業務開始前のできるだけ早い時点で業務内容（仕様書）に応じた見積書を作成、あるいはそれに準ずる文書（メール等含む）で、発注者と業務内容、報酬額、契約期間について交渉しましょう。
- ④ 交渉の結果を反映した契約書、あるいはそれに準ずる書面（発注書、覚書、確認書等）を必ず交わしましょう。
- ⑤ コロナ禍を前提に、不可抗力事由¹により公演が中断・中止・延期になってしまった場合の報酬に対する考え方について、自身又は自社と発注者双方で明確にしておきましょう。また公演が中断・中止・延期になった時点までに行った業務を明らかにするための方法（根拠資料、成果物の提出等）の必要性などを確認しておきましょう。

¹ 地震・津波その他の天災地変、伝染病の流行、内乱、戦争、交通機関の事故及びゼネスト、出演者の病気・怪我、皇室の不幸、法律・命令、行政措置、停電その他の電力使用の制限など、いずれの当事者にも合理的にコントロールできない事由

(2) 発注者の方へ

2-1. 公的資金を主とした事業者 (国・自治体、公立劇場が主催・主導する事業等)

- ① 業務を発注する際は、業務内容、それに対する報酬額 (組織やプロジェクトの基準等)、契約期間を業務開始前のできるだけ早い時点で受注者である実演家・スタッフ (代理人含む) へ提示しましょう。その際、口頭ではなく必ず文書 (メール等含む) で提示するようにしましょう。
- ② 実演家・スタッフの合意が取れたら、契約書あるいはそれに準ずる書面 (発注書、覚書、確認書等) を必ず交わしましょう。
- ③ コロナ禍を前提に、不可抗力事由により公演等事業が中断・中止・延期になってしまった場合の実演家・スタッフへの支払い (補償) についての考え方を整理し、受注者と双方で明確にしておきましょう。また、できる限り契約書あるいはそれに準ずる書面にて、双方が合意した考え方を明記しておきましょう。
整理する際には、
 - 1) 中断・中止・延期になったタイミング
 - 2) そこまでに発生した業務
 - 3) 押さえていたスケジュール日数分の補償、機会損失 (いわゆるキャンセル料) の観点から、報酬総額に対する割合 (0%~100%) を算出し、実際に公演の中断・中止・延期等が発生してしまった場合には、一定額の補償をしましょう。また、事業の中断・中止・延期に伴う支払い (補償) において、その支払いの根拠がどこにあるかを組織において事前に明確にしましょう。また、そのための根拠資料、成果物等を予め検討し、必要に応じて受注者に対応を求めましょう。

2-2. 興行収入を主とした事業者

- ① 業務を発注する際に必要な考え方は、公的資金を主とした事業でも興行収入を主とした公演等事業でも基本的に変わりはないと考えます。公演の予算規模や実情に応じて金銭の多寡に関わらず、業務内容、報酬額 (組織・プロジェクトの基準等)、契約期間を業務開始前のできるだけ早い時点で受注者である出演者・スタッフに明示しましょう。その際、口頭ではなく文書 (メール含む) で提示しましょう。
- ② 発注者、受注者合意の下に契約書あるいはそれに準ずる書面 (覚書、発注書等) を交わしましょう。
- ③ コロナ禍を前提に、不可抗力事由により公演が中断・中止・延期になってしまった

場合の実演家・スタッフへの支払い（補償）についての考え方を整理しておきましょう。但し、公演が1ステージも開催できず、興行収入が全くない場合は、キャンセル料を支払いたくても支払えないことが想定されます。その場合のことも含め、どこまで、何に対して支払いが可能なのか、受注者へ事前に説明し、合意を得て、出来るだけ契約書あるいはそれに準ずる書面に明記しておくことが大切だと考えます。

※なお、上記提案に記載されている「見積書、覚書、発注書、契約書等の書面」は、今後の社会情勢を鑑みペーパーレス化・電子文書化を図ることで業務の効率化を進めることも可能だと考えています。

※この提案は、2020年6月現在のものであり、今後ワーキンググループ、ON-PAM会員間での議論等を経て、内容を更新する可能性があります。

（提案者）

ON-PAM 政策提言調査室 契約ワーキンググループ

伊藤達哉（ゴーチブラザーズ 代表取締役）

北原千冬（演劇制作者）

佐野晶子（長野県文化振興事業団 芸術文化推進室長）

武田知也

塚口麻里子（舞台芸術制作者オープンネットワーク(ON-PAM) 理事長兼事務局長）

西山葉子

平松隆之（うりんこ劇場 代表／劇団うりんこ 制作部長）

古元道広（演劇制作者 燐光群／グッドフェローズ）

矢作勝義（穂の国とよはし芸術劇場 芸術文化プロデューサー）

横山義志（SPAC-静岡県舞台芸術センター文芸部／東京芸術祭国際事業ディレクター）

ON-PAM 政策提言調査室の活動について

2020年6月19日

ON-PAM 理事・政策提言調査室長

横山義志

ON-PAM 政策提言調査室では昨年より舞台芸術制作者の職能認知のための提言を準備してきました。近年、経験のある制作者の不足が問題となっています。制作者にどのような専門的知見・経験が必要なのかが十分に認識されていないため、専門性に見合う報酬が用意されないことが多いのが一因ではないかと考えています。

そこにコロナ禍が到来し、多くの制作者や舞台芸術関係者が離職しかねない状況となったため、職能認知提言作成の作業を一旦中断し、事態を憂慮した会員たちが、コロナ禍に関わる問題に対処するため、ワーキンググループを立ち上げて活動しています。

コロナ禍では多くの業種が被害を受けていますが、舞台芸術は実演家と観客が空間を共有して行われるという性質から、多くの劇場が比較的早期に自主的に閉業したこともあり、2月以降多くの事業が中止に追い込まれています。そして業界のかなりの部分がフリーランスによって支えられているため、数ヶ月から一年以上かけて準備した事業による収入が絶たれ、新たに仕事を見つけることも困難になり、他業界への転職を検討せざるを得なくなるケースが少なくありません。

事業中止による損失と経験者の流出は業界全体の大きな危機です。舞台芸術は遠隔コミュニケーションの発達によりいよいよ重要になっている対面コミュニケーションの先端的知見が日々開発される場でもあります。

ON-PAM を含む舞台芸術に関わる団体が連携して国や自治体などにコロナ禍により損失のあった個人、団体の現状をまとめ、舞台芸術の現場の必要性に見合った支援の形を提案し、それが文化庁などの支援方針にも反映されています。

一方で、今回の提言には、制作者の職務上当然なされるべきであったのに十分できていなかったことも含まれています。契約に関する慣習の問い直しは、舞台芸術制作者の職能自体の問い直しにもつながります。ON-PAM 政策提言調査室としても、今回見えてきた構造的な問題に取り組みながら、舞台芸術関係者が活動を長期的に継続できるようにするための環境づくりを進めていきたいと考えています。